

令和5年8月24日
千葉県文化芸術推進懇談会
(第2回)

次期「千葉県文化芸術推進基本計画」の策定について

千葉県文化振興課



現計画の概要、策定経緯等

- 平成30年度に「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が制定されてから初めての条例に基づく計画
- 前計画「第2次ちば文化振興計画」での取組状況、諸情勢の変化や課題を踏まえ、目指す姿の実現に向け一層効果的な文化芸術振興施策の推進を図るため策定
- 計画の策定にあたり、本県の文化芸術の現状調査及び課題等の整理を行い、その結果「子どもや若者が文化芸術に触れる機会の確保」を県の役割として期待している回答が多かったため、柱4「次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術にふれる機会づくり」を新設

現「千葉県文化芸術推進基本計画」(R4～R6)の構成

施策の方向性【目指す姿】

あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会

施策の柱	施策の展開	主な取組
1 あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり 文化芸術活動を行う人々の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢等に関わらず、誰もが文化芸術を実践・鑑賞することができる環境を整備する	①あらゆる人々が文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進	○ あらゆる人々が文化芸術活動に参加し発表できる機会の提供 ○ 文化施設等における公演や展覧会等の充実 ○ 文化施設等以外での鑑賞の機会の提供
	②文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用	○ 文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成 ○ 多様な関係者による支援の促進 ○ 文化芸術活動に関わる人材の活用と活動の場の提供
	③文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実	○ 文化芸術活動拠点としての利用環境の充実 ○ 地域の活動支援体制の充実 ○ 文化施設等における多様な利用者に対応する環境の整備
2 ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり 県内各地で守られてきた伝統文化を地域で活用し、未来に継承する	④ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供	○ 伝統的な文化や芸能に触れる機会の提供 ○ 文化会館、美術館・博物館や学校等における展示、公開事業やSNSの活用等による情報発信
	⑤伝統文化の保存・継承	○ 伝統文化の保存や後継者育成 ○ 千葉県伝統的工芸品の指定や後継者養成
	⑥文化財・文化的景観等の保存と活用	○ 文化財の保存に配慮した活用の推進 ○ 文化財の調査と普及活動の推進 ○ 文化的景観等の保全と活用の推進
3 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育産業等、他分野との連携により文化芸術が社会の様々な場面で輝く機会を創出する	⑦様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築	○ 情報交換・意見交換会の開催 ○ 文化芸術団体と企業・NPO・大学等との連携 ○ 文化芸術団体のネットワーク化の推進と活性化
	⑧観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化	○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等を活用した観光地域づくり、国際交流 ○ 日本遺産を活用した地域活性化 ○ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会により得られた新たな文化資源やネットワークの活用
	⑨文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の多面的な活用	○ 広い野外空間や豊かな自然を活用した事業展開 ○ 芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村等との交流・連携の強化 ○ 文化施設等の学校教育や他分野での活用促進
4 次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり 新たな文化芸術の担い手となる子ども・若者に文化芸術に触れる機会を創出する	⑩豊かな感性を育む文化芸術、郷土の歴史・伝統に出会う機会の充実	○ 子どもたちが文化芸術に触れ親しむ機会の提供 ○ 学校教育における文化芸術活動の充実 ○ 学校等と連携した県内の文化財の活用
	⑪若者の文化芸術活動の支援	○ 若者による創造的な文化芸術活動への支援 ○ 若者が文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会の提供
	⑫伝統文化を担う子ども・若者の育成	○ 児童生徒に対する伝統文化に触れる機会の提供 ○ 関係団体と連携した今後を担う人材の育成
5 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信 ちばの強みを生かした「ちば文化」のブランド化と、近年、文化芸術の新たな表現手段や発信・保存方法として発達してきたテクノロジーの導入や、伝統文化及び地域固有の文化と国内外とのコラボレーションなどにより、新たな「ちば文化」の創造を進める	⑬「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成	○ 「県民の日」など様々な機会を利用した「ちば文化」の魅力発信 ○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用 ○ ICTの積極的な活用 ○ 文化施設等を文化芸術の創造や情報発信の拠点とするための機能の充実
	⑭最新のテクノロジーや国内外との交流を取り入れた新たな「ちば文化」の創造	○ 最新のテクノロジーを取り入れた新たな文化芸術の促進 ○ 古くから守り伝えられてきた伝統文化及び地域固有の文化と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等による新たな文化の創造 ○ 国際交流における「ちば文化」の活用

現「千葉県文化芸術推進基本計画」(R4～R6)の進捗状況

項目	指標	策定時 (3年度)	目標 (6年度)	実績 (4年度)
基本指標 【目指す姿】	この1年間に文化芸術を鑑賞した県民の割合 (オンラインでの鑑賞を含む)	71.8%	75.0%	74.0%
	この1年間に、鑑賞を除く文化芸術活動をしたことがある県民の割合 (オンラインでの活動を含む) (「文化芸術活動」とは、創作や出演、習い事、祭りや体験活動、趣味を同じくするグループでの活動への参加を含む)	—	50.0%	24.3%
施策の柱1	県の主催事業や、県内公立文化会館(自主事業に限る)、美術館・博物館において、文化芸術を鑑賞した人数 (オンラインの視聴者数を含む)	—	増加を目指す ※	2,789,759 人
	県の主催事業や、県内公立文化会館(自主事業に限る)、美術館・博物館において、文化芸術活動を行った人数 (発表、練習、文化芸術関連の講座への参加等) (オンラインの活動を含む)	—	増加を目指す ※	496,153人
施策の柱2	県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化事業の鑑賞者数 (オンラインでの視聴者を含む)	—	増加を目指す ※	414,913人
	県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化体験事業の参加者数 (オンラインでの体験行事を含む)	—	増加を目指す ※	43,045人
施策の柱3	観光・国際交流・福祉等、文化芸術と他分野が連携する事業に取り組んだ市町村の割合(いずれもオンラインでの取組を含む)	—	70.0%	40.7%
施策の柱4	県及び市町村における、子ども・若者を対象とした文化芸術事業の参加者数(子ども・若者の人数に限る) (オンラインでの取組を含む)	—	増加を目指す ※	86,260人
施策の柱5	文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思う県民の割合	—	50.0%	19.7%

※令和4年度に実施する調査の実績値からの増加を目指す。

次期「千葉県文化芸術推進基本計画」策定の考え方

基本的な考え方

令和13年度※までに目指す千葉の姿(後述)を踏まえて、直近の文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や、これまでの文化施策の進捗状況、将来に向けた具体的な課題と対応を盛り込んでいきたい。

※県総合計画「基本構想」の計画期間(10年間)

令和13年度(2031年度)までに目指す千葉県の姿
(県総合計画の基本構想から)

誰もが文化芸術に親しめる千葉

- ・本県の豊かな自然と長い歴史の中で育まれてきた郷土芸能、食文化、魅力あふれる地域の多様な伝統文化を継承していく体制が整っている。
- ・本県の特徴である恵まれた自然環境や都市機能を生かした野外イベントなどの文化芸術活動や、時代の流れの中で生まれた新しい文化芸術活動が活発化し、千葉の魅力として、人々を引き付けている。

今回御意見を伺いたい論点について

- 目指す姿(誰もが文化芸術に親しめる千葉)に向けて、文化芸術分野が進む大きな方向性は何か
- 上記を実現するために、次期計画期間(R7～)の中でどのような施策や取組が必要か
- 千葉県の現状の文化芸術分野の課題

次期計画策定における基礎情報

計画の位置づけ

- ①文化芸術基本法第7条の2に定める「地方文化芸術推進基本計画」
- ②千葉県文化芸術の振興に関する条例第7条に定める
「文化芸術推進基本計画」
- ③障害者文化芸術推進法第8条に定める「地方公共団体の計画」
※現行の「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」との統合
- ④県の総合計画(新しい千葉の時代を切り開く)の分野別計画

計画期間(仮)

令和7年度～総合計画の実施計画に準じた期間

次期計画策定における基礎情報

対象とする文化芸術の範囲

「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で規定されている以下の分野を対象。

分野	範囲	分野	範囲
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 その他の芸術(メディア芸術を除く。)	出版物等	出版物及びレコード等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術	文化財等	歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能	文書等	郷土についての歴史的価値がある 文書及び記録
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 その他の芸能(伝統芸能を除く。)	郷土芸能	地域固有の伝統芸能及び民俗 芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能)
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化	地域固有の文化	地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な 農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽		歴史的又は文化的景観

なお、本計画における「伝統文化」は、上記の分野のうち次のものを指す。

- ・伝統芸能
- ・郷土芸能
- ・地域固有の文化
- ・生活文化
- ・国民娯楽
- ・文化財等
- ・歴史的又は文化的景観

左記のうち伝統的なもの

次期計画策定における参考情報

文化芸術を取り巻く環境の変化(現計画策定時からの変化)

- **新型コロナによる鑑賞・参加環境の変化**

現地に行って鑑賞・参加する形から、オンラインを活用した環境が増え、楽しみ方が多様化

- **ポストコロナへの対応**

新型コロナにより鑑賞・参加機会が減ってしまった地域への対応の必要性

新型コロナを踏まえ、アーティストや文化芸術団体が継続的に活動できる仕組みの構築が必要

- **SDGs(持続可能な目標)の推進**

持続可能な社会の実現に向けて、文化芸術分野においてもSDGsの視点による取組みが求められる(伝統文化を未来に残すための方法の模索等)

- **多様性を尊重した社会づくり**

人種・年齢・価値観や国籍・宗教・障害の有無にかかわらず、あらゆる人々にとって暮らしやすい社会となることが大切であり、文化芸術がそれに資するものとなることを期待

- **デジタル化の急速な進展**

新型コロナを契機に、デジタル化が急速に発展

文化芸術分野においても、オンラインでの発表機会の拡大、デジタルアート、博物館法の一部改正により資料のデジタルアーカイブ化が追加されるなど

次期計画策定における参考情報

国の動向(現計画策定時以降のもの)

- 文化芸術推進基本計画(第2期)の策定(R5.3月)

前回計画の目標を基本的に踏襲しつつ、心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく重点取組等を示す(計画期間:5年)

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)の策定(R5.3月)

合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備に留意しつつ、活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進めるための取組等を示す(計画期間:5年)

- 博物館法の改正(R5.4月)

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直し、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための規定を整備

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定(R4.12月)

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営等や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等について国の考えを示す

次期計画策定における参考情報

県の動向(現計画策定時以降のもの)

- **千葉県文化財保存活用大綱の改正(R5.1月)**

文化財保護法及び県文化財保護条例改正等に伴うもの
(無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設、
地方公共団体による文化財の登録制度の新設)

- **千葉県誕生150周年による県施策の展開(記念事業の開催等)**

様々な取組(記念事業の開催、官民で連携した推進体制の構築、記念事業を行う市町村への補助等)を行いながら、一過性で終わらない取組となるよう今後の展開を検討している

- **野外イベントの増加(ROCK IN JAPAN等)**

本県では自然や広い野外空間を活用した音楽イベントや芸術祭等が開催されており、近年では、新たに大型野外イベントの誘致に成功。

次期計画策定に向けた懇談会のプロセス

今年度については懇談会を3回開催し、骨子案を作成する。
令和6年度は懇談会を3回程度開催し、計画策定まで行う。

